

平成 30 年度地方税制改正等に関する
地方財政審議会意見

平成 29 年 11 月 21 日

地 方 財 政 審 議 会

はじめに	1
第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方	3
1 地方税のあるべき姿	3
2 地方税の充実確保.....	3
3 応益性と自立性	4
4 偏在性が小さく税収の安定的な地方税体系.....	4
5 納税環境の整備	4
第二 平成30年度地方税制改正等への対応	6
1 固定資産税	6
(1) 平成30年度評価替え（負担調整措置等）	6
(2) 償却資産に対する固定資産税.....	7
2 森林環境税（仮称）	8
3 地方消費税.....	9
(1) 清算基準の抜本的見直し	9
(2) 安定的な社会保障財源の確保.....	9
4 個人住民税.....	10
(1) 個人所得課税の見直し.....	10
(2) ふるさと納税	11
5 地方法人課税.....	11
6 ゴルフ場利用税.....	12
7 地方税の電子化の推進.....	13
おわりに	15

平成30年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見

平成29年11月21日
地方財政審議会

当審議会は、平成30年度地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調が続いている。一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意が必要とされている。

政府においては、少子高齢化の進行に立ち向かうため、消費税率10%引上げに伴う増収分などを活用し、幼児教育の無償化、介護人材の確保、所得の低い家庭に係る高等教育の無償化などを検討している。

我が国の財政は、景気の回復により税収は増加傾向にあるものの、社会保障関係費の急増などにより、公的債務残高の累増が続く危機的な状況にある。政府においては、国・地方のプライマリーバランスの改善に向けて財政健全化に取り組んでいる。

本格的な人口減少・超高齢社会を迎える中、地方自治体が身近なところで果たす住民サービスの需要は、今後ますます増加が見込まれる。他方、それを支える地方財政については、巨額の財源不足（7.0兆円、平成29年度地方財政計画）が生じている。この規模は、地方税収の18%に相当するものであり、引き続き今後も厳しい状況が続く見込みである。

特に、人口減少が本格化し始めている過疎地域をはじめとする地方においては、地域経済活力の維持、さらには地域社会の存続をどのように図っていくかが切実な問題となっている。

このような課題を踏まえ、今後の地方税制を検討するに際しては、これまでの議論も踏まえつつ、地方の行政サービスに必要な財源をバランス良

く確保するとともに、地方分権を推進する観点から、地方財政の基盤となる地方税の充実を図る必要がある。

当審議会においては、このような認識の下に、平成 30 年度地方税制改正等に関する意見をまとめたところである。

第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

1 地方税のあるべき姿

我々が生命・財産を守り地域で安心して暮らしを営むためには、公的サービスは欠くことのできないものである。租税は、そのような公的サービスを提供するための資金を調達することにその本来の機能がある。したがって、地方税においては、地方自治体が地域社会を維持するために必要な行政サービスを確実に提供できるよう、十分確保される必要がある。

「公平」の原則は、租税において、最も重視されなければならない。さらに、地方税においては、地域住民や地域社会で活動する人々や法人が、相互に負担し合うという会費的性格を持つことから、受ける便益に応じて課税する応益課税の考えがより求められている。

加えて、地方税は住民の安全・安心を支える地域に密着した基礎的な行政サービスを恒常的に提供するための財源となっている。そのためには、景気変動に左右されない安定性や税源が一部の地域に偏らない普遍性も備えていなければならない。

今後の地方税制の改革は、こうした地方税のあるべき姿を出来る限り体現した地方税体系を構築するという方針に基づいて進めていかなければならない。

2 地方税の充実確保

地方自治体が行うサービスに必要な費用は、地域住民や地域で活動する企業が負担する地方税で賄う。このような地方自治の理想形に近づけるためには、地方自治体が自主的・自立的な行財政運営を行うための基盤となる地方税の確保が必要である。

また、地方創生、人口減少対策をはじめ、福祉、医療、地域経済の活性化、雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方自治体の役割はますます増大している。そうした役割を適切に果たし、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためにも、地方税の充実確保は、地方行財政における中心かつ重要な課題である。

3 応益性と自立性

地方税においては、応益原則がより重視されることから、出来るだけ多くの納税者が公平に負担を分かち合うような税制を指向すべきである。国税・地方税双方に関わる税制改革を行うに当たっては、両者の性格を踏まえた適切な役割分担の下で制度設計を行うことが求められる。

また、地方自治体が地域住民の意向を踏まえ、自らの判断と責任において、法定外税（法定外普通税及び法定外目的税）、超過課税、地域決定型地方税制特例措置（「わがまち特例」）（注）¹等の課税自主権を活用することは、地方分権の推進にとっても必要な取組である。

なお、経済政策を行う場合には、歳出により対応することが基本であり、景気対策等のために地方税制を用いることは、地方税における応益課税の原則や税負担の公平性を歪めることにつながるものである。また、地方の貴重な税財源を奪うこととなる点からも、可能な限り用いるべきではない。

4 偏在性が小さく税収の安定的な地方税体系

地域間の財政力格差が拡大することは、国民間の生活環境や教育・人材育成等における格差の問題を増幅させるほか、人口減少問題や、農地・森林等の国土の適切な管理・利用に係る問題を拡大させることにつながる。税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地域間の財政力格差を縮小していくことは、ますます重要性を増している。こうした望ましい地方税体系の確立に向けた一層の取組が求められる。

5 納税環境の整備

地方税に対する納税者の信頼を確保していくためには、税務行政の適正かつ公平な執行が重要である。そのためにも、専門的知識や経験の蓄積が図られるよう、滞納整理等を行う地方税務職員に対する研修を充実することや、徴収事務の共同処理を推進すること等の対応を引き続き進め

注1：「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」とは、課税標準額や税額の特例措置の特例割合について、参酌すべき割合及びこれを挟んで上限・下限を法律で定め、この上限・下限の範囲内で各地方団体が特例割合を条例で定める仕組みであり、地域の実情に応じた政策展開を可能とするものである。平成29年度時点で固定資産税23項目、都市計画税8項目、不動産取得税5項目に導入されている。

る必要がある。

また、地域住民の地方税への理解の一層の醸成に向けて、地方税の意義やその用途等について地域住民に積極的に周知していく努力が求められる。

税務手続の電子化についても、更に積極的に推進する必要がある、eLTAX（注）²の利便性の一層の向上や共通電子納税システムの導入などを早急に進めていく必要がある。

注2：「eLTAX」は、地方自治体が共同で設置・運営している地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。

第二 平成30年度地方税制改正等への対応

『第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方』を踏まえ、平成30年度地方税制改正等の主な項目と見込まれる項目について、以下、当審議会としての意見を申し述べることとする。

1 固定資産税

(1) 平成30年度評価替え（負担調整措置等）

固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体とした、税源の偏在が小さい市町村の基幹税目である。

人口減少、高齢化の進展等による社会保障施策の必要性の高まりに伴い市町村の歳出が増加する中、固定資産税収は、地価の下落などを主な要因として、平成11年度のピーク時と比較して、平成27年度には約6千億円の減収となっており、長期的にも減少傾向にある。

社会保障や地方創生等、今後、ますます増大する市町村の財政需要を支えるため、固定資産税の安定的な確保が重要である。

固定資産税は、土地及び家屋について、3年に1回、価格の変化を反映する評価替えを行うとともに、価格変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置等も併せて検討を行っている。平成30年度はその評価替えの年に当たる。

土地に係る固定資産税については、平成6年度に評価の均衡化・適正化を目的に、地価公示価格等の7割を目途に評価を行う「7割評価」を行ったことから、評価額に対する税負担の水準について土地間での大きなばらつきが生じた。

そうした中、平成9年度には、税負担の均衡化を図るため、負担の水準が低い土地についてはなだらかに課税標準額を引き上げる一方で、負担の水準が高めの土地については課税標準額を引き下げ又は据え置く特例措置が講じられた。その後も累次の見直しを加えつつ、継続的に負

担調整措置が講じられてきた。

こうした措置により、税負担の激変を緩和しつつ、負担水準の不均衡是正が進められ、その結果、税負担の均衡化は着実に進んできた。

ただ、据置特例は、据置ゾーンの中において負担水準の高低により、評価額と税額の高低が逆転するといった不公平な状態を固定化する側面を有している。このため、税負担の均衡化を一層推進する観点から、地価動向等を踏まえつつ、商業地等に係る据置特例について見直しを進める必要がある。

(2) 償却資産に対する固定資産税

償却資産に対する固定資産税は、償却資産が企業の事業活動に用いられるものであり、事業活動を行うに当たっては市町村から行政サービスを受けていることに着目して、事業用の土地や家屋と一体的に課税客体とすることが適当との考えで課税されているものである。

固定資産税収約 8.7 兆円（平成 27 年度決算）のうち、償却資産に対するものは約 1.6 兆円であり、市町村にとって安定した非常に重要な基幹税である。

償却資産については、平成 28 年度税制改正において 3 年間の時限措置として一定の機械・装置に対する特例措置が創設された。平成 29 年度税制改正においても、市町村財政への影響を最小限にするよう地域や業種を限定しながらも、その対象に一定の工具、器具・備品等が追加されたところである。

両年度の税制改正大綱において「固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持する」旨が明記されたものの、地方六団体等からは「固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの間であっても対象範囲の拡大は断じて行わないこと」といった意見が出されているところである。

当審議会としてはこれまでも、①償却資産に対する固定資産税は、市町村の安定的な自主財源として定着していること、②景気対策の一

環としての特別措置は、国税など国の施策として対応すべきであること、③産業振興や地域活性化に取り組む市町村の自主財源を奪うことは地方分権に逆行すること等から、償却資産に対する固定資産税の特例措置を拡大することは不相当との意見を述べてきたところである。

今後、この特例措置が与える影響について厳しく検証するとともに、こうした特例措置を安易に拡大するようなことは厳に慎むべきである。

2 森林環境税（仮称）

森林吸収源対策に係る財源確保については、いわゆる税制抜本改革法等を契機として政府・与党を通じて検討が深められてきた結果、平成 29 年度の与党税制改正大綱において、「森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る。」こととされた。「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（骨太の方針 2017）においても、同様の内容が決定されている。

これらを踏まえ、平成 29 年 4 月、当審議会に「森林吸収源対策税制に関する検討会」を設置し、森林環境税（仮称）の創設に向けて、その具体的な仕組み等について総合的な検討を重ねてきた。その結果、この度、報告書が取りまとめられた。

その概要は、別紙 1 のとおりであり、報告書においては、

- ・ 国税として、森林環境税（仮称）を創設
- ・ 個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収
- ・ 地方の固有財源として、その全額を国の譲与税特別会計に直入し、森林整備等を行う地方団体に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与

という基本的な枠組みを提案しつつ、同時に、新税創設に当たっての課題等も掲げている。

本報告書の内容を踏まえ、森林環境税（仮称）の創設に向けて、一層検討を深め、平成 30 年度税制改正において結論を得るべきである。

3 地方消費税

(1) 清算基準の抜本的見直し

地方消費税は、事業者を納税義務者とし、最終消費者を実質的な負担者として予定する消費型付加価値税であり、その税収を消費の基準に基づいて各都道府県間で清算することで、税の帰属地と最終消費地を一致させることとしている。

社会保障財源としての地方消費税の充実が図られる中、平成 29 年度の与党税制改正大綱において、「地方消費税の清算基準については、平成 30 年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。」こととされた。

このため、平成 29 年 4 月、当審議会に「地方消費税に関する検討会」を設置し、専門的見地からの検討を重ね、この度、報告書が取りまとめられた。

その概要は、別紙 2 のとおりであり、報告書においては、

- ・ 統計の計上地と最終消費地が乖離しているものや非課税取引に該当するもの等について、統計データから除外すること
- ・ 統計データの利用方法の見直しを踏まえ、統計カバー率を再計算し、新たに設定すること
- ・ 統計データのカバー外の代替指標としては、人口を基本として考えるべきであり、従業者数については清算基準に用いない方向で検討すること

等を提案している。

本報告書の内容を踏まえ、地方消費税収をより適切に帰属させるための抜本的な見直しについて、平成 30 年度税制改正において結論を得るべきである。

(2) 安定的な社会保障財源の確保

消費税率の上げは、社会保障・税一体改革の中で、国と地方にお

ける社会保障の安定財源を確保するために行われるものである。

今後、議論が予定されている「全世代型社会保障」への転換や、消費税率 10%時に実施される軽減税率制度の導入に際しては、地方の社会保障財源を安定的に確保するという観点から、歳入・歳出両面にわたって十分な検討を行うべきである。

4 個人住民税

(1) 個人所得課税の見直し

個人住民税は、地域住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格（地域社会の会費的性格）を有するとともに、その税収は地方税収の3割を超える基幹税であることから、地方自治体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な役割を担っている。

政府税制調査会においては、個人所得課税における経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方について多岐にわたって検討してきた。その内容は、人的控除の控除方式のあり方、働き方の多様化等を踏まえた所得計算のあり方、経済社会のICT化を踏まえた所得把握のあり方、老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築、といった各論点について議論が行われた。

個人住民税の人的控除は、個人住民税の「地域社会の会費的性格」から、控除額は所得税よりも低く設定しながら、所得税の控除と同様の体系（控除の種類、適用対象者）としていること及び、個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定することとされ、給与所得控除・公的年金等控除等の所得計算上の控除等は所得税と同一となっていること等を踏まえ、各論点については、所得税における検討と併せて、個人住民税においても検討していくことが必要である。その際に、所得税は累進税率であることに對し、個人住民税所得割は比例税率であることに留意が必要である。

今後、個人所得課税の見直しを進めるにあたっては、近年の地方財政を取り巻く厳しい現状の下、個人住民税の性格や役割を踏まえつつ、税収の充実、確保を図る観点が重要である。

また、様々な福祉制度の適用基準等に個人住民税制度における課税・非課税の別や、合計所得金額等が広く用いられていることから、社会保障制度と個人住民税制度が密接に連携していることに留意が必要である。

(2) ふるさと納税

ふるさと納税は、ふるさとや地方自治体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年に創設されて以来、その実績は着実に伸びており、子育て施策の充実など地域の活性化のほか、被災地への支援としても活用されている。

高額な返礼品の送付など地方自治体間の行き過ぎた競争によって、制度そのものに対する国民からの批判を招かないよう、各地方自治体は、平成29年4月の総務大臣通知を踏まえ、良識のある対応が求められる。

今後も、ふるさと納税の裾野を拡大するとともに、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域で有効活用していくためには、各地方自治体は、ふるさと納税の募集にあたって、事業の趣旨や内容を明確にして、寄附者の共感を得るよう努める必要がある。また、事業の進捗に応じてその成果を公表・報告するとともに、寄附者と継続的なつながりを深めていくことが期待される。

5 地方法人課税

地方税においては、法人事業税と法人住民税が、法人の事業所得等を課税標準として課されている。法人もその事業活動において、地方自治体の行政サービスから受益している以上、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めることが適当であり、これらの地方法人課税は引き続き重要な役割を担うべきである。

平成27年度及び平成28年度税制改正において、成長志向の法人税改革が行われ、地方税については、法人事業税所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税が拡大された。この改革は、応益課税の原則等を踏まえたものであり、これまでの当審議会の考え方に沿っており評価できるものである。

一方、外形標準課税の対象法人については、資本金1億円超の大法人に限定しており、全法人の1%程度にとどまっているところである。

外形標準課税の対象法人を考える際、雇用への配慮や納税事務負担の軽減、段階的導入等、中小法人への外形標準課税の導入が円滑に実現するような配慮方策について慎重に検討を行いながら、応益課税の観点からも、対象法人の拡大を図ることについても引き続き検討することが必要である。

地方税源の偏在是正については、消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率の引下げに併せて、地方法人税の創設及びその税込額を交付税原資化する措置が講じられたところである。

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の更なる交付税原資化を行うこととされており、着実に実施すべきである。

地方法人課税は、税込額の年度間の変動が大きく、偏在度も高いことから、税源の偏在性が小さく税込額が安定的な地方税体系の構築のためには、更に適切な措置について、今後、検討することも必要である。

6 ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、地方自治体の重要な自主財源である。税込額の7割が市町村に交付される仕組みを通じ、特に財源に乏しい市町村の貴重な財源となっている。

我が国のゴルフ場の多くは、山林原野を切り開いて開設されていることから、周辺環境に大きな影響を与えている。このため、地方自治体においては、地滑り対策・洪水対策等の災害対策、水質・農薬調査等の環境対策、利用者のためのアクセス道路整備、消防・救急、ごみ処理等の財政需要が生じている。

ゴルフ場の利用者は、広大な土地を少人数で占有する形でゴルフ場を利用することを通じ、これらの行政サービスを楽しんでおり、受益と負担の観点から、利用者にとって一定の税負担を求めることは合理的である。

また、ゴルフはスポーツではあるが、営業や仕事上の付き合い、娯楽等で行われるケースも多く、比較的高額な支出を伴う行為であることから、十分な担税力も認められる。

一方、関係業界団体や関係省庁からは、東京オリンピックの正式競技となったこと、スポーツ振興の妨げとなることなどを理由として、ゴルフ場利用税の廃止を求める要望が継続的に出されている。

ゴルフ場利用税は、他のスポーツとは異なる事情や応益課税の観点、担税力等に着目して課税されているものであり、東京オリンピックの正式競技とされたことは、課税の必要性や合理性に影響を及ぼす事柄ではない。また、課税範囲が広く事業者との取引行為一般に課される消費税とは課税の趣旨が異なり、二重課税であるとの指摘も当たらない。

さらに、18歳未満の年少者、70歳以上の高齢者、障害者等を非課税とする措置が設けられ、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現にも十分な配慮がなされている。

社会保障の多くを担う地方自治体の財源の確保が喫緊かつ重要な課題であり、広く国民一般に負担を求める消費税の充実が図られている中で、ゴルフ場利用税を廃止することは不相当と考える。

7 地方税の電子化の推進

地方税における申告・納税の手続は、事業者が大きな負担を感じている行政手続の一つであり、電子申告・電子納税の推進により、手続の簡素化・IT化を進めることが重要である。

また、電子申告・電子納税の推進は、地方自治体の事務負担軽減にも資するものである。

電子申告については、既に全地方自治体が eLTAX に対応しており、利用率も着実に向上している。今後は利便性の向上や周知広報による納税者への更なる普及が課題である。

eLTAX の利便性を一層向上させるために、複数の地方自治体へ提出する申告書の一括作成や、国税との共通入力項目の重複排除の実現などの取組を積極的かつ着実に進めるべきである。

一方、eLTAX を利用した法人向けの電子納税については、未だに対応する地方自治体が 22 団体にとどまっているのが現状である。複数の地方自治体に納税する事業者が利用する仕組みとするには、電子納税のための全国統一的なシステムを整備することが合理的である。

このような背景から、全地方自治体で共同利用する eLTAX を活用した共通電子納税システム（共同収納）の構築に向けた準備が進められている。国においては、共同収納の実現に必要な法制上の措置を講じるべきである。

同時に、大量の税情報や公金を取り扱うことにより重要性を増す eLTAX の安全かつ安定的な運営に必要な措置を講じるべきである。具体的には、eLTAX の運営主体である一般社団法人地方税電子化協議会について、地方共同法人化（地方自治体のガバナンスが強化された特別の法律に基づく法人とすること）、守秘義務、所要の監督規定等を法制化するなどの措置を講じるべきである。

また、個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）は、書面により通知されているが、事務負担軽減の観点から、eLTAX を経由して特別徴収義務者に電子的に送付して従業員に通知する仕組みの導入について、検討を進めて行くべきである。その際、市区町村間で取扱いに差違が生じないように適切に配慮するべきである。

おわりに

人口減少・超高齢化の進展の中で、地方創生、人口減少対策、福祉、医療、地域経済の活性化など地方自治体の役割は一層大きくなっている。地方自治体が地域の実情に応じて創意工夫をこらし、自主的・主体的に取り組を進めていくためには、地方税の応益原則等を踏まえつつ、地方自治体の活動の基盤となる財源として地方税の充実確保を図る必要がある。その際には、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが重要である。

こうした地方税の原則に鑑みると、国が経済対策などのために地方税制を用いることは、応益原則や税負担の公平性を歪めるほか、地方の貴重な税財源を奪うことになる点からも慎むべきである。一方で、基幹税である固定資産税の負担の均衡化など、公平性の確保に向けた対応が国、地方双方に求められている。

さらに地方自治体は、地方税の意義や用途などについて、積極的に地域住民に説明することが必要である。それが地方税への理解を醸成することにつながっていくのである。

今後の地方税制の改正にあたっては、本意見で述べた地方税の原則に沿った議論が行われ、地方税のあるべき姿を実現するよう期待する。

森林吸収源対策税制に関する検討会 報告書（概要）

平成29年11月21日

税制抜本改革法、経済財政運営と改革の基本方針、与党税制改正大綱等を踏まえ、森林環境税（仮称）の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的な検討を行った結果、その概要は以下のとおり。

森林を取り巻く状況と森林環境税（仮称）の必要性

- **森林は、地球温暖化防止や災害防止等多面的な機能を有し、国民一人一人に恩恵。**
- しかし、木材価格の低迷、所有者不明の森林の増加等により、森林所有者による自発的な施業を促すことを中心とする**既存の施策では、適正な森林管理に限界。**
- 政府は、森林現場や所有者に近い市町村の役割を強化する**新たな森林管理システムの構築に向けて検討中。**
- **新たな森林管理システムを契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、市町村が実施する森林整備等に必要なた財源に充てるため、国民一人一人が負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして、森林環境税（仮称）を創設することが必要。**

具体的な制度設計に関する提案

基本的な仕組み

- 国税として、森林環境税（仮称）を創設。
- 個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収。
- 地方の固有財源として、その全額を国の譲与税特別会計に直入し、森林整備等を行う地方団体に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与。

具体的な制度設計

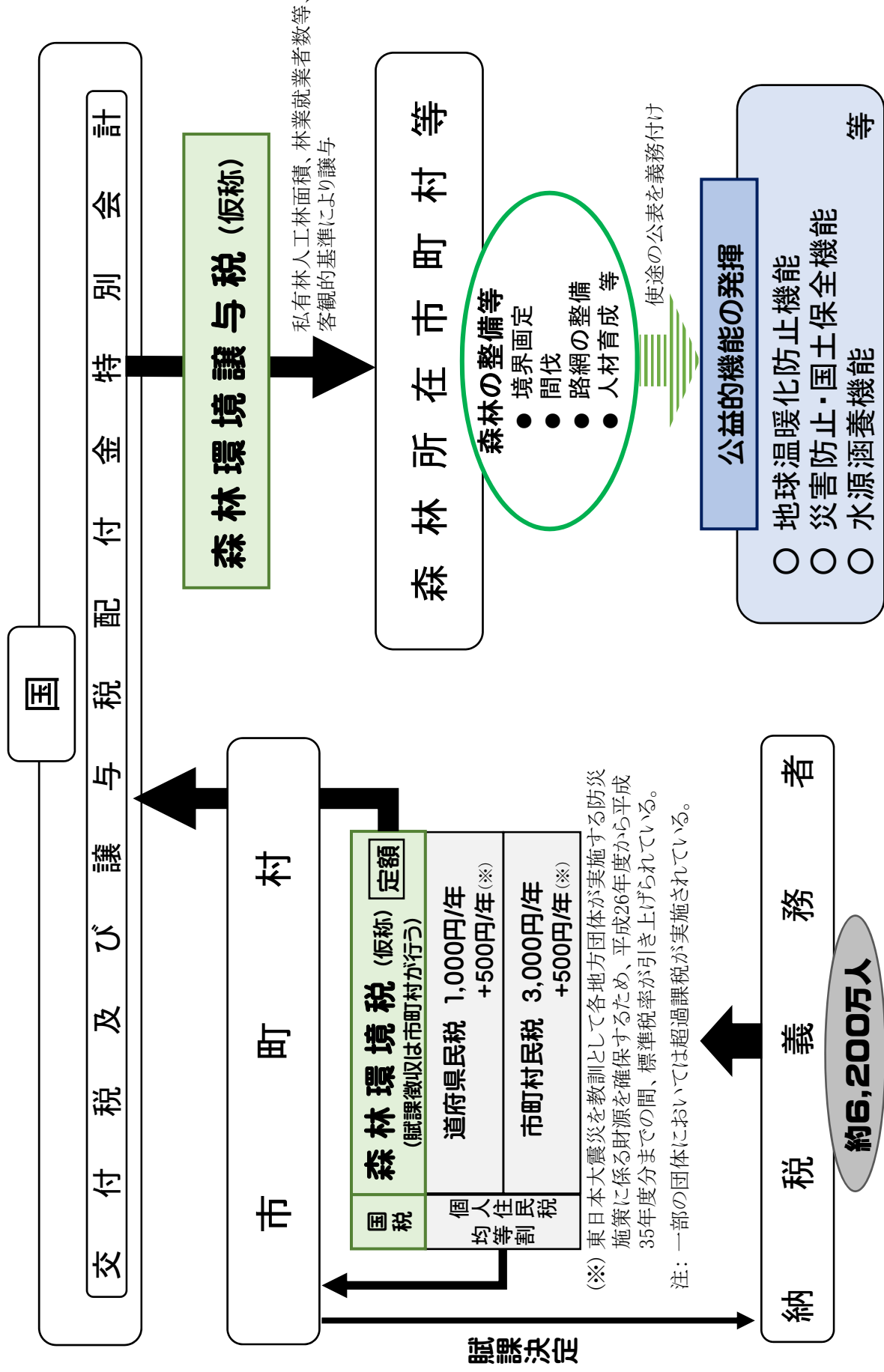
制度設計の方向性	
課税主体	国
納税義務者等	個人住民税均等割の納税義務者を基本とし、定額の負担を求める。
賦課徴収	市町村が、個人の市町村民税の例により、個人の市町村民税と併せて行う。
特別会計への払込み	市町村が都道府県に払い込んだ上で、都道府県が国の譲与税特別会計に払い込む。
譲与総額	森林環境税(仮称)の収入額の全額に相当する額
使途	市町村が行う森林整備に関する施策及びそれを担う人材の育成・確保に関する費用等 ※木材利用の拡大や森林環境教育、普及啓発といった都市部にも存在する需要を対象にすべきとの意見もあり。
譲与基準	使途の対象となる費用と関連の高い客観的な指標を用いて設定。使途の範囲に応じて、私有林人工林面積や林業就業者数等が考えられる。必要に応じて補正。
譲与団体	森林が所在する市町村が基本。ただし、都道府県による市町村への支援等が不可欠であることから、都道府県に対して、譲与税を含めた財政措置の検討が必要。 ※全額を市町村に譲与すべきとの意見もあり。
使途の公表	譲与を受ける地方団体に対して、インターネットの方法により使途を公表することを義務づけ。

新税の創設に当たっての課題等

- 新税創設のためには、国民(納税者)の理解が得られることが不可欠。東日本大震災を教訓として各地方団体が実施する防災施策に係る財源確保のための税制上の措置や府県等の超過課税も勘案した上で、国民の負担感に配慮する必要。
- 府県の超過課税との関係については、国として、各府県の超過課税の見直し時期等を踏まえつつ、両者の関係の整理が円滑に進むよう、必要な対応を行うよう努めるべき。
- 得られた税収によって確実に必要な森林整備等が行われるように、市町村における事業実施体制の確保も必須。
- 使途の範囲及び都道府県への譲与については、関係者の意見にも留意しつつ、二層の整理が必要。
- 森林環境税(仮称)を国税として設計する以上、非課税限度額の設定や減免のあり方について、全国で統一的な取扱いをすることが基本。これに基づきつつも、市町村の課税実務が円滑に進むよう、慎重な制度設計が必要。

(参考) 森林環境税(仮称)の制度設計に関する提案のイメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



(※) 東日本大震災を教訓として各地方団体が実施する防災施策に係る財源を確保するため、平成26年度から平成35年度分までの間、標準税率が引き上げられている。
注：一部の団体においては超過課税が実施されている。

地方消費税に関する検討会 報告書（概要）

平成29年11月21日

与党税制改正大綱を踏まえ、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方消費税の清算基準について抜本的な見直しの検討を行った結果、その概要は以下のとおり。

地方消費税の清算制度の意義と役割

- 地方消費税はその税負担を最終消費者に求めるものであり、「最終消費地と税収帰属地」は一致することが必要
- 都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて按分した額を各都道府県における地方消費税収として帰属
- 清算制度は、最終消費地と税収の帰属地を一致させるための地方消費税の理論上不可欠な制度

今回の抜本的見直しの背景

- 社会経済情勢の変化、統計をめぐる動き、地方消費税の充実に踏まえ、地方消費税の税収をより適切に、最終消費地に帰属させることが必要

見直しに当たったの基本的考え方

- 最終消費を把握するに当たっては、できる限り統計を活用し正確に最終消費の額を把握し、用いることが基本
- 清算基準たる統計データとして利用することが適当でないものについては、除外する必要
- 統計データとしては、供給側統計を基本として見直しを行うべき
- 今後の統計改革等については、統計のユーザーとして適切な対応を強く要請すべき

統計の利用方法の見直し

- 税収の帰属地たる最終消費地とは、原則として、小売として、実際に商品が使用(消費)された場所(主として「居住地」)、サービスについては、「サービスの供給地」と考えるべき
- 新たに清算基準として活用できるデータは見当たらない
- 最終消費を表すデータとして利用することが適切でないと考えられるものは、以下のとおり

持ち帰り消費など統計の計上地と最終消費地が乖離していることが推定されるもの
百貨店、家電大型専門店、自販機による販売額
⇒ 除外を検討すべき

本社一括計上など統計の計上地と最終消費地が乖離していることが推定されるものや、非課税取引に該当するもの
建物売買業、娯楽に付帯するサービス業、不動産賃貸業、不動産管理業、医療・福祉
⇒ 除外を検討すべき

現行の
清算基準

小売年間販売額(商業統計)
117.6兆円

従業者数

サービス業対個人事業
収入額(経済センサス)
85.6兆円

人口17.5%

7.5%

統計カバー率 75%

- 以上のような統計データのほかに、統計の計上地と最終消費地が乖離していることが推定されるものや非課税取引に該当するものがあれば、同様に除外を検討すべき

統計データのカバー率

- 統計データの利用方法の見直しを踏まえ、再計算し、新たに設定すべき

統計データのカバー外の代替指標

- サービス統計の調査対象が大きく拡大しており、サービスの代替指標として従業者数を用いる、という考え方は見直すべき
- カバー外に存在する消費の代替指標としては、人口が最も適当
- 統計データのカバー外の代替指標としては、人口を基本として考えるべきであり、従業者数については、清算基準に用いないこととする方向で検討すべき

